

喫煙可能室設置施設届出書 チェックリスト

喫煙可能室設置施設の届出にあたり、下記のチェックリストにご記入ください。

（特定飲食提供施設に関する要件）

☐ 令和2年4月1日時点で営業している

☐ 資本金または出資の総額が5000万円以下である

※ただし、以下は除く

ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社

イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社

（アに掲げるものを除く）

☐ 客席面積が100m²以下である

＜貴店の状況＞

法人・個人の別	法人 ・ 個人
資本金または出資の総額	円
客席面積	m ²
喫煙可能室の範囲	全体 ・ 一部

（喫煙可能室の設置に関する要件）

※特定飲食提供施設に該当する場合、以下の要件を満たせば喫煙可能室を設置することができます。

☐ 資本金または出資の総額が分かる資料を保存している

（例：登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）

☐ 客床面積が100m²であることが分かる資料を保存している。（例：店舗図面等）

※「客席」…厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースを除く

☐ 20歳未満の人は従業員であっても喫煙可能室への立ち入りは禁止としている

☐ 喫煙可能室の標識を掲示している

＜届出先保健所＞

店舗の所在地を所管する保健所へ提出ください。

保健所名	所在地・電話番号	所管地域
鳥取市保健所	鳥取市富安2丁目138-4 電話：0857-30-8521	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
鳥取県中部総合事務所 倉吉保健所	倉吉市東巖城町2 電話：0858-23-3146	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
鳥取県西部総合事務所 米子保健所	米子市糺町1丁目160 （西部総合事務所2号館3階） 電話：0859-31-9319	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町 伯耆町、日南町、日野町、江府町